

平成30年11月22日(木)

平成30年第11回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成30年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、13番：田名和彦委員、14番：仲里敏夫委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から11番は、議案書18ページから28ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。この土地は土地改良整備区で譲受人は機械等も所有して農業経営規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側300mに位置し、譲受人は娘さんと一緒に野菜栽培農家です。機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古空港東側の多良間屋に隣接し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、OK モーターズに隣接し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番から8番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番から8番の説明をまとめて説明いたします。場所は、宮古空港西側のアダナス工場の南側に位置し、譲受人はサトウキビ生産の規模拡大です。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、成川集落に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有し、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、新城集落入口西側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、高千穂公民館に隣接し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、7番委員

長濱委員：

受付番号2番について、譲受人の貸付面積が記載されていますが。

砂川事務局：

自分の法人会社への貸付です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、9件でございます。受付番号12番から20番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から20番までは、議案書29ページから37ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、伊良部庁舎北側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号13番と14番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は福山集落の西側に位置し、譲受人は以前申請の基盤強化が終了したので今回の申請でカボチャ栽培を行っています。

受付番号14番の説明をいたします。場所は、高野集落の南側に位置し、譲受人は野菜栽培です。

議長：次に受付番号15番と16番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、添道サガリ花公園の北側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営農家で、夫と一緒に農業経営しています。

受付番号16番の説明をいたします。場所は、宮古生コンから植物園向けに位置し、譲受人は夫と一緒に農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号17番と18番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、宮古空港近くに位置し、大蔵省の土地を父が賃貸しており、高齢のため今後は息子に引き継ぎしての農業経営で、サトウキビ栽培農家です。

受付番号18番の説明をいたします。場所は、松原地区の土地改良区で、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、宮原小学校に隣接し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、長浜集落の北側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

受付番号12番について、譲渡人と譲受人は同世帯ではないですか。

それと、説明する担当委員が休む場合は説明を事務局にさせるのではなく、地域の委員・推進委員にお願いすることだと思っております。

伊良部事務局：

夫婦間での使用貸借を結ぶと言うことです。

議 長：これからは、担当説明委員が休む場合は、地域の委員又は推進委員にお願いします。ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号12番から20番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は15件でございます。受付番号21番から35番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号21番から35番は、議案書38ページから52ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号21番から35番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で受付番号1番の説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川小学校北側700㎡に位置し、ハウス等がある場所です。譲受人はハウスを撤去してからサトウキビ栽培を行うとの事です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、16番委員

砂川委員：

確認ですが、現在、所有している方は区画整備後の負担金等は支払っていますでしょうか。支払いがなければ、買受けする譲受人に負担金も含めて購入することを説明した方が良いと思いますが。

長濱委員：

買受けする譲受人は、耕作放棄地はありますか。

伊良部事務局：

譲受人は、耕作放棄地はありません。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。
受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長山港から伊良部高校向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、長間郵便局北側500㎡に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有して野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番から5番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

下地事務局：

受付番号3番から5番の説明に関しては、参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は、12件でございます。
受付番号1番から12番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國集落西側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は川満集落から山中集落向けに位置し、譲受人は、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

下地事務局：

受付番号3番の説明をいたします。現在、ハウス等が建てられている土地ですが、譲受人は今後、農業用施設として利用するとのことです。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、JA 城辺支店西側に位置し、譲受人は10年以上の畜産経営農家で採草地の植え付けです。

議長：次に受付番号5番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、川満集落と山中集落の中間に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号6番の説明をいたします。来間大橋近辺に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は嘉手苧集落の南側に位置し、譲受人は兄と一緒に葉たばこ栽培農家です。

議長：次に受付番号8番と9番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、鏡原の中休みから宮古製糖工場向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、洲鎌集落から棚根集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 10 番と 11 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、来間小・中学校に隣接し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

受付番号 11 番の説明をいたします。場所は、アットホーム心から南側に位置し、譲受人は野菜栽培です。

議 長：次に受付番号 12 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 3 区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 12 番の説明をいたします。場所は、上野（ガーラバル集落）から宮國集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、下地 1 区・砂川佳弘推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第 12 条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。

質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 下地 1 区推進委員退室 》

議 長：それでは再開します。改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7 番委員

長濱委員：

受付番号 3 番について、申請書には譲渡人と譲受人の指名が記載されていますが、どれが正しいですか。

下地事務局：

譲渡人は法人組合の代表者名で、この申請は譲受人での申請です。

長濱委員：

ハウス設置の図面等については、きちんとした設計書の提出をお願いします。
それと受付番号12番についてですが、耕作放棄地があるとのことですが、3条申請では必ず伐戒してから移転するというのが前提ではないのでしょうか。

下地事務局：

移転申請者の譲受人には、許可登記する前に必ず伐戒するよう指導していきます。

砂川委員：

受付番号2番についてですが先月の案件で保留したとの事ですが、関係書類等はそろっていますでしょうか。

下地事務局：

はい、関係書類等はそろっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
では、下地1区推進委員の入室・着席を認めます。

《 下地1区推進委員入室・着席 》

議 長：次に、日程第6議案第5号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、11番委員

喜屋武委員：

受付番号3番の使用貸借の経緯についての説明をお願いします。

下地事務局：

譲渡人と譲受人の妻が兄妹関係ということでの使用貸借です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

現地調査の報告について、平成30年11月9日(金)に調査委員として11番・喜屋武委員、芳山会長、富永主任、事務局の知花次長、上原主任、砂川係長計7名で午前9時から9時20分まで調査内容調整会議、9時20分から午後4時20分まで現地調査を行い4条申請4件、5条申請30件、非農地証明願い6件、合計44件の調査で、午後4時20分から4時40分まで事務局にて調査内容調整会議を行った結果特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、比嘉ロードパーク南側80㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、吉野公民館東側800㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、新里公民館南側770㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、12番委員

奥浜委員：

太陽光パネルと記載されていますが、今も設置はあるんですか。

知花事務局：

譲受人は沖縄電力と契約済みと言うことでの太陽光設置になります。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は青潮園北側540㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団接続集落農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第8議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、30件でございます。受付番号1番から30番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から30番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎の北側2kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、ひばり保育所の北側20^{メートル}に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、狩俣漁港の東側270^{メートル}に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地水産動植物養殖用地施設と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、共和マンション東側180㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、住宅・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、共和マンション東側240㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、荷川取公民館に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、JTA ドーム北側370^{メートル}に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、宮原トビトリ会館北側 1.7 km に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 1 種農地、10 ha 以上の一団農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの南側 250 m に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、狩俣購買店の西側120㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、上下水道、宅地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの南側260㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンター東側1.3kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

計画変更等が出されていますが、変更前の書類等は残っていて、契約書等もありますか。

上原事務局：

契約書等は確認していませんので、今回の件は書類不備のため取り下げして保留とします。

議長：受付番号12番に関しては、書類不備のため今回は取り下げして保留とします。

議長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、佐良浜小学校の北側20mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、池田冷凍の西側110に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団集落接続周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号15番と16番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号15番と16番の説明をいたします。場所は、新里土木事務所の南側に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他第2種原野、雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番と16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、洲鎌公民館向かいに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、上下水道管、水管、下水道管が埋設されていて、教育施設等がある農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、沖縄銀行職員住宅の北側100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、久松中学校北側300mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、第2来間市営住宅向かいに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、相当数該区を形成している農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号21番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は、久松公民館東側200㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号21番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、山中公民館の西側180㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団集落接続周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号22番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号23番と24番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号23番と24番の説明をいたします。場所は、インギーマリンガーデン北側180㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他宅地、原野、段差等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号23番と24番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号25番と26番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号25番と26番の説明をいたします。場所は、宮古製糖工場北側に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地内農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号25番と26番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号27番と28番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号27番と28番の説明をいたします。場所は、ひまわり弁当南側70㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野、宅地、雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号27番と28番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号29番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号29番の説明をいたします。場所は、池田冷凍西側220㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地4割該区、宅地率4割を超える農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号29番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号30番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号30番の説明をいたします。場所は、池田冷凍西側220^番に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地4割該区、宅地率4割を超える農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号30番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第9議案第8号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願いは、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺線ラーメンティダの南側160に位置し、長年農地として利用されておらず、雑木等に覆われた状態であり農地としての利用は困難と認め非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査結果のならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、蔵王自動車道路向かい南側に位置し、岩盤が多く表土も浅く、長年耕作放棄で農地として利用は困難なことから非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査結果のならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、蔵王自動車の西側270㍍に位置し、表土が浅く、長年農地として利用されておらず雑木等に覆われた状態で農地としての利用は困難で非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査結果のならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、砂山ビーチ入口信号機の北側100㍍に位置し、長年農地として利用されておらず雑木等に覆われた状態で、農地としての利用は困難で非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査結果のならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、アート企画の北側100㎡に位置し、長年農地として利用されておらず、雑木等に覆われた状態の農地で非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査結果のならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、伊良部堆肥センターの西側160㎡に位置し、窪地で岩盤が多く表土が浅く、農地として困難な状態で非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第10議案第9号土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

濱元事務局：

土地改良法第52条第8項の規定による竹後原地区土地改良事業本換地計画についてを説明いたします。

参考資料にて説明を行う。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：各委員より土地改良法等による質疑あり

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第9号土地改良法第52条第8項の規定による竹後原地区土地改良事業本換地計画に対する同意についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ありませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、平成30年第11回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年11月22日（木）

会	長	芳	山	辰	巳
13	番	委員	田	名	和彦
14	番	委員	仲	里	敏夫